

2. 法令所掌事務の処理に関する事業

(1) 農地法の規定に関する事務

農地法第4条、第5条及び第18条の規定に基づく農業委員会からの諮問に対して、本会が答申を行った件数は、下記のとおりである。

答申に当たっては、常設審議委員会を毎月1回開催し、常設審議委員が慎重審議し、その結果を答申した。

(農地法第4条、第5条処理状況)

月別	4 条		5 条		4、5 条合計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
4	0	0	22	89,560	22	89,560
5	1	5,490	21	115,893	22	121,383
6	0	0	11	62,220	11	62,220
7	2	20,613	17	143,945	19	164,558
8	2	9,374	15	89,832	17	99,206
9	0	0	18	121,703	18	121,703
10	1	38,808	12	69,782	13	108,590
11	0	0	21	148,954	21	148,954
12	1	2,446	18	137,260	19	139,706
1	1	5,231	10	52,782	11	58,013
2	0	0	9	75,025	9	75,025
3	1	3,965	11	66,645	12	70,610
計	9	85,927	185	1,173,601	194	1,259,528

(農地法第18条処理状況)

月別	件数	面積 (㎡)
12	1	1,335
3	1	2,975
計	2	4,310

(2) 農地を利用する権利の設定の裁定に関する意見について

農地法第41条第1項の規定に基づく県からの諮問に対して本会が答申を行った件数は、下記のとおりである。

答申については、常設審議委員会にて同条第2項で準用する同法第39条第4項の規定に基づき常設審議委員が慎重審議し、意見を答申した。

月別	件数	面積 (㎡)
11	1	767
12	1	15,105
1	4	3,370
計	6	19,242